

第1回

自治基本条例と地域自治区制度

シリーズ
新たなステージへ!
地域自治区
1

市内28の地域協議会で活躍されている416人の委員の皆さんは、来年4月に任期満了を迎えます。委員の改選に向け、地域自治区制度について、より多くの市民の皆さんから知っていただくため、毎回テーマを決め、6回にわたり、毎月広報じょうえつ1日号で紹介していきます。

■問合せ…自治・地域振興課 (☎025-526-5111内線1429、✉jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp)

■自治は皆さんに身近なもの

自治とは、自分たちのまちの課題を自分たちで解決していくことです。私たちは、市政に関することだけではなく、日常生活の中でも、さまざまな形で自治にかかわっています。例えば：

- ・ごみ集積所を町内で管理
 - ・隣近所で子どもたちを見守り
 - ・グループで草刈りや花植え
 - ・有志でまつりやイベントを開催
- これらは、すべて自治の一つの姿です。

■自治基本条例と地域自治区制度

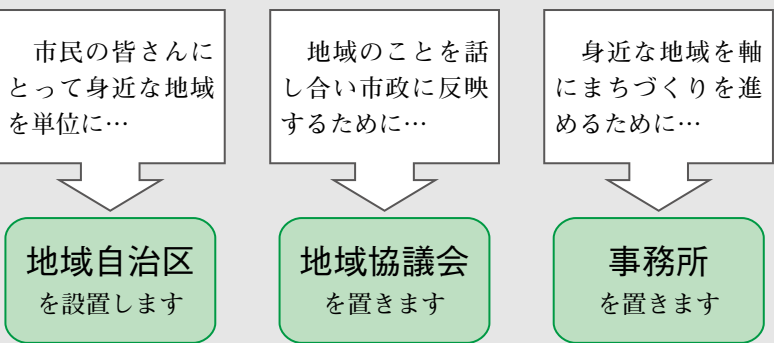
自分たちのまちで、どのようなことが課題になっているのか、それを解決するためにはどうしたらよいか、それは、ここで暮らす私たちが一番よくわかっているはずで

す。私たち一人一人が自治の担い手となり、自主自立のまちづくりを進めていくために、基本的なルールや理念を定めた「上越市自治基本条例」を、平成20年4月に施行しました。

自治基本条例では、身近な地域における自治を一層推進するための仕組みとして、地域自治区制度を定めています。

この制度は、市民の皆さんに、自分が暮らす地域にもっと目を向けていただき、そこで見つけた課題を地域の皆さんが納得できる方法で解決していくためのものです。自治基本条例では、地域自治区制度における「地域自治区」、「地域協議会」、「事務所（各総合事務所、まちづくりセンター）」などを定めています。

自治基本条例における 地域自治区制度のポイント



地域自治区制度の目的と概要

「自主自立のまち」

を実現していくための仕組み

住民の皆さん同士、または住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていく。

「市民本位の市政」

を進めていくための仕組み

多様な地域の実情や市民の皆さんの意見を、より一層市政に反映していく。

もっと

身近な地域に目を向け、愛着を持てるように

もっと

市民ニーズや地域の実情に合った市政を進められるように

もっと

さまざまな立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

もっと

身近な地域に関する情報を共有しやすくなるように

もっと

地域で活躍している多様な担い手が連携しやすくなるように

もっと

身近な地域を軸に総合的なまちづくりを進められるように

地域協議会の活動紹介

各地域自治区に設置されている全28の地域協議会の取り組みを順次紹介していきます。

今回は、高田区、新道区、安塚区、浦川原区の4つの地域協議会を紹介します。



区域のイメージ図

■が今回紹介する区



高田区地域協議会



会長 荻原 佐知子さん

- 委員数…20人
- 主な審議内容
高田城三重櫓の休館日の変更、住宅密集地域における狭隘な市道の除雪改善
- 会長から一言

幅広い年齢層の委員が集まっています。お互いの違いを尊重しながら、地域の声を聴き、より住みよい活気あるまちづくりを目指して、建設的な意見を出し合えるように工夫しています。

新道区地域協議会



会長 岡田 竹一さん

- 委員数…16人
- 主な審議内容
新道区の中・長期まちづくり構想、公共下水道の早期着工と供用
- 会長から一言

地域活動支援事業を通じて、地域の活性化が図られるよう取り組んできました。新道区の将来を見据え、現在審議中の中・長期まちづくり構想をより良いものにしていきたいと思っています。

安塚区地域協議会



会長 外立 軍一郎さん

- 委員数…12人
- 主な審議内容
補助制度等の見直しに係る事前の情報提供、克雪住宅協調整備事業廃止の見直し
- 会長から一言

住みよい地域、特色ある地域をつかっていくために、地域協議会として、住民の皆さんの声を聴き、活発な意見交換を行いながら地域づくりについて、話し合っていきたいと思っています。

浦川原区地域協議会



会長 藤田 泰隆さん

- 委員数…12人
- 主な審議内容
浦川原区の活性化の体制づくり、災害時における市温泉施設の被災者への無料開放
- 会長から一言

真に「自主自立」の浦川原区を構築していくには、地域協議会の果たす役割は大きく、責任の重さを感じています。今後も住民の皆さんの意見を市政へ確実に届けるよう努力していきます。